

				四運自公第 2 3 号
一部改正	令和	5 年	5 月 1 0 日	四運自公第 6 号
一部改正	令和	5 年	5 月 2 6 日	四運自公第 9 号
一部改正	令和	5 年	8 月 1 0 日	四運自公第 2 3 号
一部改正	令和	6 年	1 月 1 9 日	四運自公第 6 4 号
一部改正	令和	7 年	1 1 月 1 9 日	四運自公第 2 1 号
一部改正	令和	8 年	9 月 2 5 日	四運自公第 1 5 号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び
初乗距離を短縮する場合の距離について

平成 1 4 年 1 月 1 6 日付け四運自公第 4 0 号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の 1. (3) イ①及び⑥に規定する距離について、下記のとおり定めたので公示する。

令和 5 年 3 月 6 日

四国運輸局長 吉元 博文

記

運賃適用地域	初乗距離	営業区域	初乗距離を短縮する場合の 距離
香川県香川地区	1. 5 km	高松交通圏、東讃交通圏、中讃交通圏、木田郡三木町	加算距離 2 回分を控除した距離
		綾歌郡綾川町（旧綾上町）、綾歌郡綾川町（旧綾南町）	加算距離 1 回分を控除した距離
		西讃交通圏	—
香川県小豆島地区	1. 5 km	小豆島交通圏、香川郡直島町	—
徳島地区	1. 5 km	徳島県全域	—
愛媛地区	1. 0 km	愛媛県全域	—
高知県高知市域地区	1. 0 km	高知交通圏	—
高知県郡部地区	1. 0 km	安芸交通圏、南国交通圏、土佐交通圏、高幡交通圏、幡多交通圏、嶺北交通圏	—

附 則（令和５年３月６日付け四運自公第２３号）

- １．「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成１４年４月２３日付け四運自公第４号）は、令和５年３月５日限りで廃止する。

附 則（令和５年５月１０日付け四運自公第６号一部改正）

- １．本件公示は、令和５年６月９日から適用する。

附 則（令和５年５月２６日付け四運自公第９号一部改正）

- １．本件公示は、令和５年６月２６日から適用する。
ただし、愛媛県東予地区については、令和５年６月９日から適用する。

附 則（令和５年８月１０日付け四運自公第２３号一部改正）

- １．本件公示は、令和５年９月１１日から適用する。

附 則（令和６年１月１９日付け四運自公第６４号一部改正）

- １．本件公示は、令和６年２月１９日から適用する。

附 則（令和７年１１月１９日付け四運自公第２１号一部改正）

- １．本件公示は、令和７年１２月１９日から適用する。

附 則（令和８年９月２５日付け四運自公第１５号一部改正）

- １．本件公示は、令和８年１０月２６日から適用する。